

「俺らネパールさいるだ」

—日本—お高い弁護士(標高)の日常—法整備支援inネパール

1 「俺らネパールさ行ぐだ」

私が、子供のころ歌手の吉幾三さんの、「俺ら東京さ行ぐだ」という歌がはやっていました。歌は、何もない田舎の村から東京(都会)に出て一旗揚げようというのですが、その歌詞は「ハア、テレビも無エ、ラジオも無エ、自動車(くるま)もそれほど走って無エ、…電話も無エ、瓦斯も無エ、バスは一日一度来る※」というものでした。当時、東京で生活していた私は、この歌詞に大きなショックを受けたことを覚えています。

それから、はや25年余りが経過しましたが、現在私はネパールのカトマンズで生活をしています。なお、カトマンズの標高は1300m以上あり、かなり「お高い」場所に位置しています。

私が現在住んでいるカトマンズの生活を「俺ら東京さ行ぐだ」にあてはめてみると(メロディーをご存知の方はメロディーに合わせてどうぞ)「ハア、テレビは有る、ラジオも有る、自動車(くるま)はいっぱい走ってる(大渋滞)、…電話もある、瓦斯(プロパン)もある、但し、ガソリンは無エ(供給不足になると給油の待ち時間は8時間以上)、水は無エ(乾期は生活用水《飲料水ではありません》を購入する必要あり)、電気はもっと無エ(一日最大14時間の計画停電)」ということになります(最後の歌詞がメロディに乗らなくなってしまったことに関してはご容赦ください)。

なお、バスはいっぱい走っています(これも大渋滞の原因です)。

ここまで、読んでいただいた方の多くが「こいちは(神聖な)自由と正義で何の話をしているんだ。」とお思いになっていることと思われますので、本題に入りたいと思います。

2 ネパールの現状

ネパールと言うと「ああ、あの王国の」とお考えになる方が多いのではないかと思います。しかし、ネパールは2008年に王政が廃止され連邦民主共和制となり、その正式名称もネパール連邦民主共和国(以下、便宜上「ネパール」とのみ記します。)となっています。

もっとも、この国が、民主化の道を歩みはじめ

るまでには、ネパール共産党毛沢東主義派(マオイスト)と政府との間で10年にわたる内戦が行われるなど、非常に大きな痛みを経験する必要がありました。

先ほど述べた、基礎インフラの脆弱さも、内戦による国の疲弊や経済発展の遅れと無関係ではないのです。

そして、このような状況の中、経済成長が著しい他のアジア諸国とは異なり、ネパールは成長から取り残され、アジア最貧国の1つという地位を脱せられずにいます。

3 ネパールでの業務

前述のように、ネパールでは、内戦からの復興(平和構築)、民主化、経済成長の3点が国家として成長をしていくためには不可欠な要素です。

JICAの活動も、上記に沿った形で、平和構築・民主化支援、社会経済整備支援、地方の貧困削減支援の3点に重点が置かれています。このような中、平和構築・民主化支援の一環として、私は、JICAから、ネパール最高裁判所及び法・司法省に法整備支援アドバイザーとして派遣されて業務をしています。

私の具体的な業務活動は、大きく2つあります。1つ目は、民法や民訴法等の制定・普及支援、村落レベルのコミュニティ内での調停の実施支援等といった、JICAの平和構築・民主化支援業務をサポートすることです。2つ目は、ネパールの法・司法制度の調査を行い今後のネパールにおいて支援が必要となってくるであろう分野を洗い出すことです。

4 業務における苦労点

「ネパールに法整備支援に行きます。」と言うと「ネパールで法律作るんだ。」と言われることが多いのですが、法整備支援の専門家の業務は「法律を作る」ことではありません。法律を作る「支援」をすることが主たる業務になります。両者は似ていると思われるかもしれません、実際に活動をしてみると、両者は似て非なるものと言えます。

前述のように、ネパールにおいても、民法等の制定の支援を行っています。しかし、先ほど述べ

ましたように、民法制定の「支援」が私の活動内容ですので、あくまで、民法の草案(法案)を作成していくのは、ネパール政府になります。しかし、政府といえどもやはりネパールです。非常に「…」なのです(あまり、過激にならない範囲でしつくりくると思われる文字を入れてください。私的には「牧歌的」をお勧めします)。

日本で「自称」効率性を考えながら活動をしていく私としましては、実際にネパールで業務を始め、遅々として進まない業務の中に身を置くことは当初非常にストレスでした。

なお、現在は、「ゆっくり仕事をさせてもらっている」と発想を転換させて活動をするようにしています。

5 生活の苦労点

ネパールでは国民の多くがヒンドゥー教を信仰しています。ヒンドゥー教においては、牛が聖なる動物として崇拜の対象となっていることは有名ですが、犬も同様に崇拜の対象となっています。

犬が崇拜の対象ですので、当然ネパール国民は犬に寛容です。ネパールのいたるところで犬は闊歩しています。当然、犬の闊歩に異を唱える人間はいません。このような状況で犬は本来の野性を謳歌しており、夜ごと闘争を繰り返しています。回りくどく言ってみましたが、要するに、「犬が吠えてうるさい」のです。私も、「『遠吠え』ってこんなに近くで聞けるんだ。」と感心するほどです。当然、寝不足になります。少し前に、国連開発計画(UNDP)のカナダ人弁護士と食事をする機会があり私が冗談半分で、上記犬の話をしたところ、彼は「俺のところは、朝5時にドラを叩きながら物売りが来る。」と言っていました。やはり、ネパールでの生活は一筋縄ではいかないようです。

6 最後に

この記事を読んでいたいたい方は、法整備支援に興味がある方や、場合によっては近い将来専門家として法整備支援に携わろうと考えている方ではないかと思います。

そのような方たちは、業務が大変だ、生活が大変だと泣き言ばかりを言う私にさぞかしがっかり

されたことでしょう。しかし、私は、人は理想だけでは生きられないと思っています。特に2年という長期間にわたり、途上国で生活をし、業務を行っていくことは、日本での生活、業務と比べれば非常に困難だと思います。ですので、法整備支援の活動を希望されている方は、このような大変な側面もあることを十分に理解していただきたいと思い恥をさらしています。

一方で、私たちが、弁護士を目指した時、その心の奥底には、「社会正義の実現と基本的人権の擁護」という弁護士法1条の実現(法の支配の実現と言えてもよいと思います)に寄与したいという気持ちがあつたのではないかでしょうか。弁護士として実際に業務を始めると、日々の業務に追われ、理想を見失いそうになる時は多いですが、少なくとも弁護士法1条を読んで何も感じない弁護士はいないと思います。

そして、弁護士法1条や法の支配の実現は何も日本だけで達成できればよいものではありません。その理念は広く世界の人々の間で共有されるべきものであるはずです。

よく、弁護士は医者と対比されることがあると思います。しかし、残念なことに、法学には国境があります。国境なき医師団は世界で活動できても、法律家は当該国でしか活動できないのが通常です。

このような中、日本のいち法律家である私が、国境を越えネパールの約3000万人の国民の法の支配の実現に寄与できる。これは、今まで述べた、業務や生活面の困難を補ってあまりある報奨ではないでしょうか。

確かに、生活面では大変なことが多いですが、私は、「自身の活動がネパールにおける法の支配の実現に寄与している。」ということを心の奥底にしまい(たまに奥底にしまいすぎて取り出せなくなってしまうことがあります)今後も業務を行っていきたいと思っています。

私の駄文に最後までお付き合いくださいありがとうございました。

※ 「俺ら東京さ行ぐだ」吉幾三 作詞 作曲 1984年